

埼玉県立越谷西特別支援学校 部活動に係る活動方針

◆ 活動の基本方針

- (1) 自主、自発的な活動の場を広げる。
- (2) スポーツの楽しさ、喜びを体験し、基礎的な技能を身に付ける。
- (3) 仲間を増やし、健康や体力の保持増進を図る。

◆ 指導体制の整備について

- (1) 担当者が年間、月間の活動計画を作成し、管理職に提出する。
- (2) 作成した年間計画や月間活動計画は、生徒及び保護者に公表する。

◆ 具体的な活動の進め方について

- (1) 担当者は施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
- (2) 管理職は、体罰やハラスメントの根絶のため、職員研修を実施する。
- (3) 担当者会議を実施し、定期的情報交換を行う。
- (4) 生徒間のいじめやトラブル等を未然に防ぐため、部活動担当者、担任、その他関係する教職員と連携を図る。
- (5) 救急救命などの安全管理に関する研修会を実施する。
- (6) 部活動担当者は、効果的で安全な練習メニューを実施し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう工夫する。
- (7) 部活動費用を徴収する際には、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

◆ 適切な休養日等の設定について

- (1) 原則として、週2日以上（平日1日以上かつ土日いずれか1日以上）の休養日を設ける。
- (2) 部活動は、原則として平日は2時間程度、休業日は3時間程度の範囲内とする。また、対外試合等のため練習時間を延長する場合は、週の活動時間を16時間程度とする。
- (3) 生徒が通学で利用している公共交通機関等の状況により、練習時間の設定が難しい場合は、上記（1）（2）を原則としながら実状に合わせて実施する。
- (4) 対外試合や大会等のため（1）（2）（3）を実施できない場合は、年間を通して104日以上休養日を確保する。
- (5) 長期休業中は、（1）の休養日の設定に準ずるとともに、連続する休養日を設定する。
- (6) 平日の練習及び対外試合等については、指導担当や引率を分担するなどして負担軽減を図る。
- (7) 熱中症の予防など、活動環境には十分注意し、練習中に適宜休息や水分補給の時間を確保するなど、生徒の体調変化には気を配り練習をおこなう。